

ひなんから始める地域づくり

～個別避難計画の作成に向けて～



避難した、しなかった理由



隣の人が避難するのを見た

友人から避難を呼びかけられた

ご近所さんが声をかけてくれた

自分は大丈夫だと思っていた

一人では避難を決められなかった

周囲の人が誰も避難していなかった

「逃げろ」と声をかけたのは？
誰が逃げるのを支援したか？

第1位 家族・同居者

第2位 近所、友人

第3位 福祉関係者

第4位 消防・消防団

岡崎市で想定される災害

風水害



河川氾濫や土砂災害といった風水害は、避難がかえって危険なこともあるため、自宅に留まることが最善の選択となる場合もあります。今一度、災害リスクを把握しましょう。『水害対応ガイドブック』で、ご自身や要支援者が住んでいる場所の災害リスクを確認しましょう。

※このパンフレットでは、避難行動要支援者の表記を「要支援者」としています。



水害対応ガイドブック

地震災害



地震は風水害と違い、発生の予測が難しい災害です。予め避難行動を取るというより、発生後に安否確認を行い、避難場所へ避難する必要がある場合は、移動の介助などを行いましょう。状況によってはそのまま自宅に留まることも選択肢のひとつです。

防災ガイドブック



避難情報を活用しましょう

避難を決断するには、きちんと避難に関する情報を把握しておくことが必要です。

24時間前に
避難を開始！

一般的な避難情報



※「高齢者等避難」が発令されていない状況で「避難指示」が発令される場合もあります。

矢作川早期避難情報

矢作川の氾濫が予測される場合、たくさんの方が避難するため、早いタイミングで「矢作川早期避難情報」を発令します。



防災情報一覧

登録制メールやSNSなど、様々な方法で防災情報が入手できます。

災害用テレフォンサービス 電話をかけると避難情報などが流れます。
050-5433-9166

テレビ・ラジオ

テレビ：リモコンの**d**ボタン
ラジオ：FM EGAO「76.3MHz」

「個別避難計画」を作成しましょう

どうやって避難するのか、
一緒に計画をたてる



頻発化・激甚化する災害では、特に高齢者や障がい者といった、自分の力だけでは避難が難しく、避難に時間を要する方々が、致命的な被害を受けています。そのような方々の避難を手助けするための計画が「個別避難計画」です。避難の手助けとは、必ずしも避難場所に連れていくことを指すものではありません。声かけや情報の伝達なども手助けです。助けてもらう側のしてほしいことと、助ける側ができることをお互いに話し合い、それぞれに合った計画を立てましょう。

※個別避難計画を作成したからといって100%災害から身を守ることを約束するものではありません。助ける側の方々が被災する場合がありますし、そのご家族が被災する場合があります。災害からいのちを守るために、助けられる側(要支援者)の努力も必要になります。

「個別避難計画」作成のながれ

町内の体制を確立する

※地域によって違うため、一例として参考にしてください



計画書を主立って作成する方は、地域の方であればどなたでも良いですが、防災防犯協会長、民生委員、学区福祉委員、婦人自主防災クラブ、消防団など、地域内で関係する方々と、できるだけ協力して計画作成を進めましょう。個別避難計画を作成するための会議体を新たに設けることもひとつですが、地域ケア会議や町内会の会合など既存の会議体で個別避難計画の作成を協議することも、作り方のひとつです。

岡山県衛内えりさん 宅の個別避難計画 (簡略版)



「簡略版」は、個別避難計画の作成が難しい場合などに、最低限必要な情報を整理するための用紙です。計画書の作成が進まない場合など、まずは「簡略版」を作成し、続いて計画書の作成へとステップアップしましょう。

ご本人やご家族が支援してほしいこと

声かけ・避難介助・情報伝達・安否確認
その他

支援の際に気をつけてほしいこと

車イスでの避難が
必要です。

ハザードマップと避難先の確認

ハザードマップで自宅
周辺に色がついたり
線がひかれている

■ いない →

・自宅周辺は被害
に遭わない
・自宅の方が安全

■ はい →

自宅で安全を確保する

- 停電・断水などに備える
- 食料品などの備蓄をする

✓ いる

■ いない

自宅のリスクに○をつけてみましょう



| 避難先の候補 | 福祉施設・ホテル ・親戚・友人宅など | 所要時間 | 洪水 | 内水 | 土砂 | 地震 | ペット |
|--------|-----------------------|------|----|----|----|----|-----|
| 避難先1 | 十王小学校 | 歩10分 | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 避難先2 | 十王町中学校 | 歩20分 | ○ | ○ | △ | × | ○ |
| 避難先3 | 味噌山崎さん宅 | 車10分 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

避難先の建物や避難ルートに危険がないかも確認しておきましょう

避難のタイミング

警戒レベル 1 家族・支援者の居場所や今後の予定などを確認

警戒レベル 2 いざという時の流れや避難の時に持っていく物を確認する

警戒レベル 3 誰とどこへどのように避難するかを具体的に家族だけで避難できるか声をかける。無理な時は一緒に十王小学校へ避難する

支援をお願いする方

岡山県衛内えりさん

連絡先 0564-23-0000

さん

連絡先:

または

十王町第2 町内会

連絡先: 0564-00-6000

明るいうちに避難

以下に同意します。

- ・私の個別避難計画を作成・更新すること
- ・私の心身などの情報や避難計画を支援関係者と共有すること
- ・個別避難計画が災害時の避難支援を必ずしも保証するものではないこと

令和 5 年 3 月 1 日
署名 岡山県衛内えり

※要支援者本人の自署または記名押印

計画作成のステップ

避難行動要支援者名簿をもとに、要支援者本人またはその家族に、「個別避難計画作成」の同意を得ましょう。



以下に同意します。

- ・私の個別避難計画を作成・更新すること
- ・私の心身などの情報や避難計画を支援関係者と共有すること
- ・個別避難計画が災害時の避難支援を必ずしも保証するものではないこと

令和 5年3月1日
署名 岡崎 衛門 可
※本人の自署または記名押印

要支援者には名簿登録時に同意を得ていますが、法律上、計画作成時にも同意が必要となります。計画作成前に必ず要支援者の同意を得るようにしてください。

要支援者が計画作成を断る場合、無理に作成する必要はありませんが、できるだけ理由を確認し、他の人に迷惑を掛けるのが忍びないなどの理由であれば、話を聞きながら説得してみましょう。

※災害時避難行動要支援者名簿は、毎年6月頃に総代・民生委員・学区福祉委員に對して配布しています。

こんなときは？

Q:避難行動要支援者名簿には同意しているが、計画書の作成は拒む方がいる

A:無理強いせず、一旦作成を延期し、少し時間をおいてみましょう。

Q:作成した計画を関係者に共有することを伝え、特定の人に渡さないように断る方がいる

A:誰に共有するか、ご本人やご家族と丁寧に確認しましょう。

Q:計画の内容を、災害時の支援のみならず、平常時の支援にも活用したい

A:災害時の支援を行うにあたって、日ごろの繋がりも必要な要素なので、そのような活用も可能です。

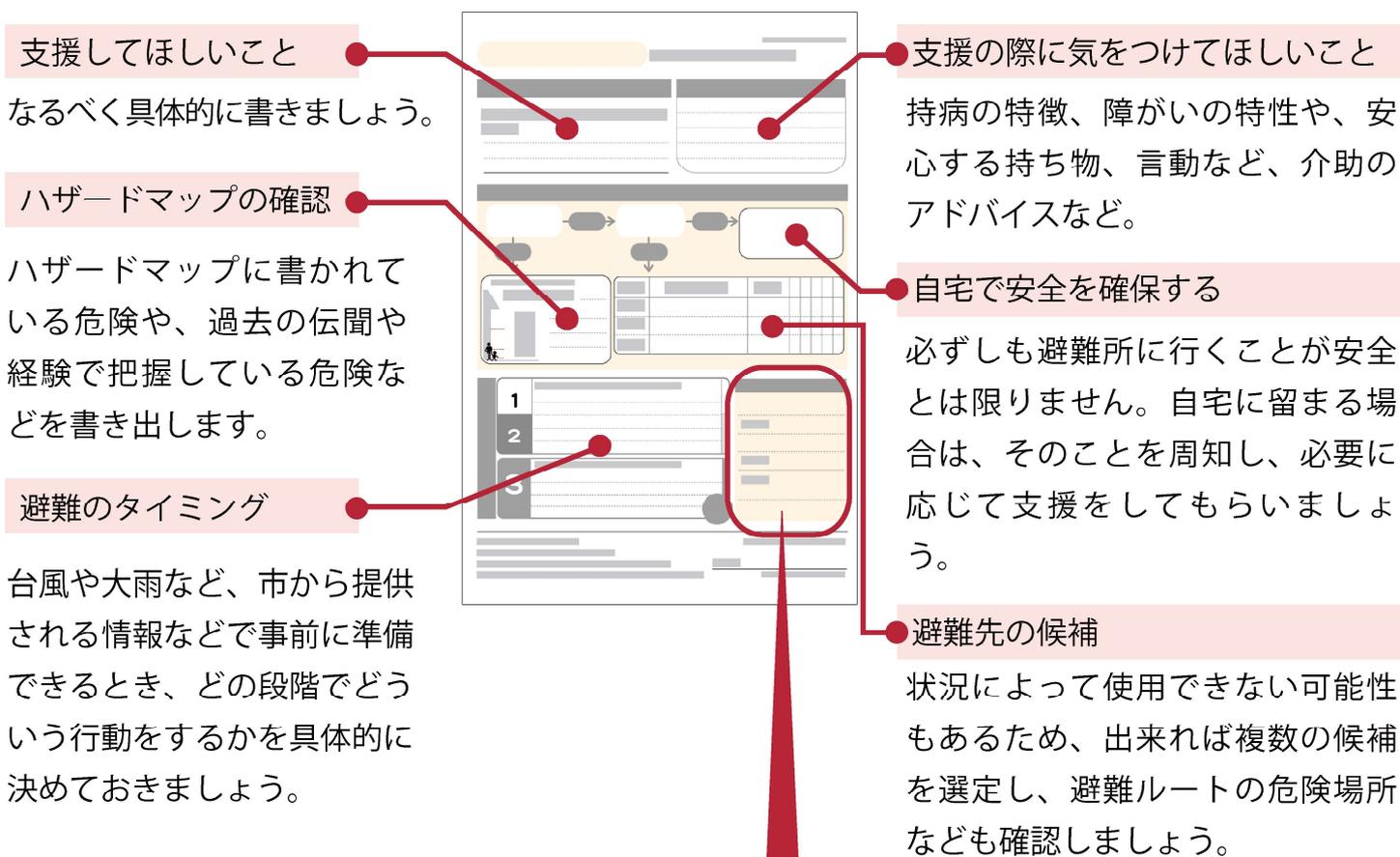
Q:避難支援等実施者をお願いした方が、支援できなかった場合を懸念して、断ってしまう

A:支援できなかったとしても、責任は発生しないと法律で記載されていることをお伝えしましょう。

Q:不確定要素が多く、様々な状況を想像すると、計画作成がすすまない

A:初めから完璧を目指さず、まずは空欄があってもよいとし、ひとつずつ進めていきましょう。

ご本人から聞き取った話を基に、ハザードマップを見ながら計画書(案)を作成します。



支援してほしいこと
なるべく具体的に書きましょう。

ハザードマップの確認
ハザードマップに書かれている危険や、過去の伝聞や経験で把握している危険などを書き出します。

避難のタイミング
台風や大雨など、市から提供される情報などで事前に準備できるとき、どの段階でどういいう行動をするかを具体的に決めておきましょう。

支援の際に気をつけてほしいこと
持病の特徴、障がいの特性や、安心する持ち物、言動など、介助のアドバイスなど。

自宅で安全を確保する
必ずしも避難所に行くことが安全とは限りません。自宅に留まる場合は、そのことを周知し、必要に応じて支援をしてもらいましょう。

避難先の候補
状況によって使用できない可能性もあるため、出来れば複数の候補を選定し、避難ルートの危険場所なども確認しましょう。

避難を手伝う方「避難支援等実施者」を選任する

避難支援等実施者は、地域の方から選任します。支援内容に応じて人数は変更しても問題ありません。実施者に選ばれたからといって、必ず支援しなければならないものではありません。また、義務や責任は発生しません。ご自身やご家族の安全などを確保したうえで、その時にできる限りの支援をお願いしています。

なお、計画書に避難支援等実施者の個人情報を書ける場合も、実施者の同意(自筆・押印など)が必要です。

実施者欄に名前を載せることが難しい場合

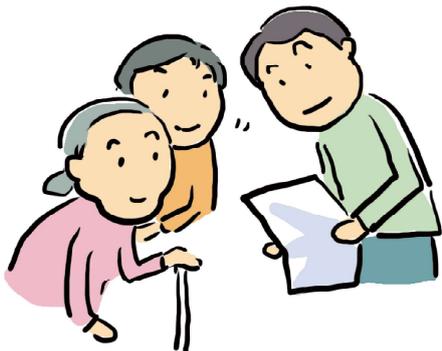
支援はしたいが、計画書に名前を載せることは難しいという方もいるかもしれません。そのような場合は、自主防災組織や地域の活動団体の名称を実施者欄に入れるなど、個人を特定しない形で記載することも方法のひとつです。将来的には個人の名を入れる事が望ましいですが、実施者が選べず計画書の作成が進まないということがないように、臨機応変に対応しましょう。

「支援」、「介助」というと難しく感じますが、要支援者の状況によっては、「お手伝いは必要ですか?」といった声掛けや「物資がもらえますよ」といった支援情報などを伝えるだけでもかまいません。

● 計画書(案)をご本人や
● 家族に確認する

作成した計画書が、ご本人の意向と
相違ないか、確認しましょう。

● 計画書を共有する



ご本人の確認が取れたら、できあがった計画書を、
避難を手伝ってくれる方(避難支援等実施者)と共有し
ましょう。併せて市の地域福祉課に1部提出してく
ださい。

※むやみに情報を共有することは法律で禁じられて
います。基本的に避難支援等実施者など、限られた
方と共有することにしましょう。

● 実際に歩いてみましょう

「ひなんさんぽ」の実施



計画書をもとに、避難訓練を実施しましょう。

自宅から予定する避難先へ要支援者を連れて移動す
るだけでも訓練です。まずは「おさんぽ」という気
軽な雰囲気から始め、要支援者との関係をつくるこ
とも大切です。

計画書作りのイメージがわからない場合などは、先に
「おさんぽ」を実施すると、作成がはかどる場合が
あります。

※個別避難計画を通して災害時の避難を考えること
が、地域の方々のつながり作りにもなります。交流
のきっかけとしても是非活用しましょう。

● 計画書の定期的な
● 見直しをする

要支援者本人の状況の変化や、避難支援等実施者の
交代など、状況は常に変化して生きます。

一度作成して終わりではなく、定期的に見直しを行
いましょう。

避難訓練事例「ひなんさんぽ」

作成した個別避難計画で安全に避難できるか、防災訓練などで確認することが大切ですが、防災訓練と聞くと敷居が高く、「大変だな」と思われがちです。そのような場合、要支援者とともに、計画書で定めた避難施設まで移動することに留めた「ひなんさんぽ」から始めてはいかがでしょうか。天気が良い日を選んで、要支援者と語らいながらお散歩をするだけでも発見があります。気軽に始めて、楽しく避難の実効性を高めましょう。



【実施までの流れ】

個別避難計画を作成

▼
要支援者の体調などを確認

▼
天気予報を確認

▼
日程調整

▼
ひなんさんぽ実施

【実施時の注意点】

- 日程を決めても、要支援者の体調などにより、開催できないことがあります。そのような場合は無理せず、改めて日程を調整し直しましょう。
- 要支援者の状況や、避難施設までの距離によっては「おさんぽ」ではなく、「ドライブ」とすることも、選択肢のひとつです。

